

ASKビジネスインターネットバンキング補償制度について

平成 28 年 4 月 25 日現在

<p>本制度の概要</p>	<p>本制度は、ASKビジネスインターネットバンキング（以下「BIB」といいます。）の利用において、第三者がご契約のお客さま（以下「お客さま」といいます。）のID・パスワード等を盗用し、お客さまになりすまして不正使用されたことにより、お客さまが被った損害を補償する制度です。</p> <p>ただし、所定の条件を満たしていない場合など個別の事情により補償しない場合、または、補償額を減額する場合があります。</p>
<p>対象となるお客さま</p>	<p>BIBをご契約いただいているお客さま（法人、個人事業主）。</p>
<p>申し込み・費用</p>	<p>本補償制度を受けるにあたり、お客さまからの申し込み等のお手続きおよび追加のご負担はございません。</p>
<p>取扱開始日</p>	<p>平成 28 年 4 月 25 日（月）</p>
<p>補償限度額</p>	<p>1 事故あたりの補償限度額 3,000 万円</p>
<p>補償の対象</p>	<p>次のすべてを満たしている場合、補償の対象といたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ご契約のBIBが不正利用され、損害が発生していること。 当金庫が、BIB不正使用に係るお客さまからの被害の届出を受理していること。 ※届出を受理した日とは、書面による届出ではなく、当金庫が不正使用の事実を知った日をいいます。 補償の対象期間は、同届出を受理した日の30日前から受理日までの31日間の不正使用であること。 当金庫が定める「お客さまに実施していただくセキュリティ対策」を実施していること。
<p>対象とならない場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 損害が発生した時点において、当金庫が定める下記の「<u>お客さまに実施していただくセキュリティ対策</u>」(※1)が実施されていなかった場合 お客さま(※2)の故意もしくは過失または法令違反による損害の場合 代表者またはその家族、同居人、従業員等が使用または加担した不正使用による損害の場合 警察に被害届を出さない場合 当金庫による被害調査または警察による捜査に対して協力しない場合 被害発生日の翌日から30日以内に被害状況の届出がない場合 取扱開始日前に発生した不正使用による損害の場合 システムが正常に機能していない間に生じた損害の場合 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害の場合 お客さまの管理が不十分であったことによるID・パスワード等の流出・盗用または不正使用により生じた損害の場合 お客さまが反社会的勢力(※3)に該当する場合

(※1) 「お客さまに実施していただくセキュリティ対策」

B I Bを使用するパソコン（以下「パソコン」といいます。）において、以下のセキュリティ対策を実施していない場合は、本制度の補償の対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 電子証明書またはワンタイムパスワード（トークン）を導入していること。
- (2) 当金庫が無償提供しているB I B専用のウィルス対策ソフト「Rapport（レポート）」を使用パソコンに導入していること。
- (3) 基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していること。
- (4) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト（WindowsXP など）や同ウェブブラウザ等を使用していないこと。
- (5) B I Bで使用するパスワードを定期的に変更していること。
- (6) B I Bの一日あたりの振込限度額を必要以上に過大に設定しないこと。
- (7) 電子証明書は、当金庫所定の正規の手順に基づいて利用し、同正規の手順以外での使用（目的外利用）はしていないこと。
- (8) 利用者と管理者のEメールアドレス（以下「アドレス」といいます。）を登録していること。アドレスを変更する場合は、変更後のアドレスをすみやかに登録していること。また、受信したEメールにより、取引受付状況を確認していること。

(※2) お客さまとは、法人の代表者、個人事業主、インターネットバンキングご担当者（管理者および利用者）、従業員、ご家族、同居人、法定代理人、情報処理会社、業務委託を受けた方などをいいます。

(※3) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）、および次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

不正利用の被害にあわれた場合	不正利用の被害にあわれた場合は、すみやかにお客さまのお取引店または下記の受付窓口【お問い合わせ先】までご連絡ください。 また、警察へは必ず被害届をご提出のうえ、受理番号を控えてください。
補償制度の変更	本補償制度の内容について変更する場合は、変更内容を当金庫ホームページに掲載いたします。定期的に当金庫ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】

補償制度の内容または被害にあわれた場合（平日）	旭川信用金庫 お取引店 受付時間 平日 9:00～17:00
	旭川信用金庫 インターネットバンキング係 フリーダイヤル 0120-74-3874 受付時間 平日 9:00～17:00
被害にあわれた場合（時間外・土日祝） （1月1日～3日は除く）	旭川信用金庫 自動機サービスセンター 電話番号 0166-26-1167 受付時間 平日 8:00～9:00 17:00～20:00 土日祝 8:00～20:00

本制度に関するお問い合わせは、お近くの本支店窓口へお問い合わせください。

ASKビジネスインターネットバンキングをより安全にご利用いただくために、以下の対応策も実施されることをお勧めいたします。

【お客さまに推奨するセキュリティ対策】

<ol style="list-style-type: none"> 1. パスワードを入力する際は、ソフトウェアキーボードを利用いただくこと。 2. 不審メールのリンク先にアクセスしないこと。 3. ID・パスワードの入力を求める不審メールや偽画面は無視して、不用意に入力しないこと。 4. 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していただくこと。 5. パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断していただくこと。 6. パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用をインターネットバンキングに限定していただくこと。
